

安全・適正就業委員会だより

■ 安全パトロール巡回のようす



屋内清掃(華工房)



カート整理(ショッピングセンター)



機械除草(畑ノ前公園)



除草(学校施設)

■ 当センターにおける事故発生状況

平成28年9月1日～11月30日

安全・適正就業委員会は、安全・適正就業パトロールおよび安全講習会等を通じ、就業時および就業途上での事故防止の取り組みを行っていますが、残念ながら1件の事故が起きました。

万一事故に遭ったときは、すぐにセンターに連絡をし、その指示に従って対処してください。

また事故後速やかにセンターの所定用紙「事故連絡票」の提出を行ってください。所定用紙はセンターにあります。ホームページから出力して印刷することもできます。

- 会員4名が草刈機で除草作業中、草刈機の回転刃(チップソー)で小石を跳ね飛ばし、体育館北面の上下2枚の窓ガラスの内下1枚に当たり、ヒビが入った。
事故発生時、養生ネットによる安全対策を行っておらず、回転数を落として石飛を防ぐ方法を取っていたことが原因となった。(物損事故)

■ 府連合会安全・適正就業委員会によるパトロール

実施日 11月15日

11月15日、京都府シルバー人材センター連合会安全・適正就業委員会による安全就業パトロールが精華町内の就業場所2か所で行われました。毎年定例で府下のシルバー人材センターを巡回して行われているもので、精華町では今回が初めです。連合会安全委員等9名と当方役職員4名の13名で桜が丘4丁目宅地の機械刈除草と緑地寄植剪定作業の現場確認後、センターで意見交換を行いました。

「完全武装で作業を行っている」のが良いとの評価の一方、「作業明示看板を立てれば、通行人や通行車両が未然に作業があることがわかり、センターのPRにもなる」というアドバイスもありました。



剪定作業現場のパトロール



府連合会 八木局長閉会の挨拶

こんな仕事をしてみませんか

- ・「屋内清掃作業」継続就業もしくは単発作業
- ・「除草作業(手引き除草)」単発作業
- ・「除草作業(草刈機を使用しての除草)」単発作業
- ・「堆肥化作業」継続作業

現在センターでは、左記の作業をする会員が不足しています。これら作業に就業できる会員は、センターに申し出てください。

また、「こんな仕事がしたい」、「就業依頼がない」等、就業に関してのご意見やご要望がありましたら、センターまでご連絡ください。

問い合わせ：センター 電話 98-0510